

# 2025年3月期有価証券報告書の留意点(1/2)

Seiwa Newsletter Apr. 2025 (Vol.112)

RSM 清和監査法人 公認会計士 平澤 優

金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適切性の確保の 観点から毎年「有価証券報告書レビュー」を実施しています。 2024年度のレビュー対象は、2023年度に引き続きサステナビ リティに関する企業の取組やコーポレート・ガバナンスの状況等に おける政策保有株式に関連した開示等であり、今年4月にその レビュー結果が公表されました。同時に2025年度のレビュー対 象も公表されており、2024年度のレビューにおいて識別された 課題の状況等を踏まえ、重点テーマとして再度サステナビリティ 関連等の開示が対象となったほか、法令改正関連では重要な 契約等の開示や訂正内部統制報告書の記載事項が選定され ています。

1年前に発行した**ニュースレターVol.100,101「サステナビ リティ開示等の課題と留意事項」**において、2023年度レビューの結果を採り上げていますので、今月は2024年度レビューにおいて新たに識別された課題等、翌月は2025年度レビューの対

#### 【2025年度のレビュー対象】

12025 1及50 2至 2537		
法令改正等	•	重要な契約等の開示
関係審査	•	政策保有株式の保有目的等に関する
(全社対象)		開示
	•	訂正内部統制報告書の記載事項
重点テーマ	•	サステナビリティに関する企業の取組の
審査		開示
	•	コーポレート・ガバナンスに関する開示
		(政策保有株式関連の開示を含む)

象項目やその他の改正点を中心に解説します。

また、これらに先だって今年3月に「記述情報の開示の好事 例集2024」最終版が公表されています。識別された課題等に 対して参考になる有用な開示が多数掲載されていますので、併 せて紹介していきます。

## (1) サステナビリティに関する考え方及び取組

#### 課題

# リスク及び機会に対応する戦 略並びに指標及び目標に関 する記載がない又は不明瞭

## 【実際の開示例】

複数のリスク及び機会を記載しているが、それぞれについて、対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものが存在するにも関わらず、これらを適切に記載していない。

## 留意事項等

### 留意すべき事項

リスク及び機会に対処するための取組やリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されていることに留意する。

## 参考になる事項

- リスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応 関係やつながりを理解できるように記載する。
- リスクや機会に関連した財務的影響などの定量情報や指標を記載する場合には、前提その 他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載する。
- 財務的影響や発生時期を記載する場合には、定性的な説明(「大・中・小」や「短期・中期・長期」など)だけでなく、それらの定量的な説明(金額・数値や年など)を記載する。

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められています。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましいとされており、個々の課題や事象等が企業価値や業績等に与える重要性に応じて、説明の順序や濃淡等を判断することが求められます。

また、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待されます。中でも最も重要なのはリスク及び機会に関する将来の財務的影響と考えられるため、戦略を踏まえた短期・中期・長期における財政状態、財務業績及びキャッシュ・

フローの変化に関する見込みを開示することが有用です。

## 好事例:株式会社キューブシステム 2024年3月期

(有価証券報告書P17~22、好事例集12-12~14)

- 気候関連のリスク・機会の項目ごとに発現時期と発現可能性、財務影響度を一覧で示すとともに、それぞれの考え方や定量的な定義を具体的に記載
- リスクに関する分析の前提条件を端的に記載するとともに、 分析結果をシナリオ別で定量的に記載
- リスク・機会の評価に用いる指標を示し、その実績と目標の推移状況を定量的に記載するとともに、取組を役員報酬へ反映する仕組み等についても端的に記載

### (2) 政策保有株式に関する開示

### 課題

- 銘柄ごとの保有目的が具体的に 記載されていない
- 銘柄ごとの保有目的が安定株主 の確保にあるにも関わらず、当該 目的が記載されていない

#### 【実際の開示例】

保有目的が株式の持合いを通じた安定 株主の確保と営業上の取引関係の維 持・強化にあるものの、前者を記載してい ない。また、後者の概要を具体的に記載 していない。

- 取締役会等における保有の適否 に関する検証についての開示と実 態に乖離がある
- 銘柄ごとの定量的な保有の効果の記載が困難な場合において、保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭

#### 【実際の開示例】

保有効果を毎年検証し、結果を取締役会に報告している旨を記載しているが、実際は報告していない。また、銘柄ごとの開示において保有の合理性を検証した方法を具体的に記載していない。

## 留意事項等

#### 留意すべき事項

- 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との営業上の取引、業務上の提携その他これに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載する。
- 保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を 記載する。

## 参考になる事項

- 株式の保有が企業価値向上に具体的にどのようにつながるのかの観点を含めて、具体的に記載する。
- 投資者が保有目的が達成されているかを判断するうえで、議決権行使の考え方・ 基準や議決権行使の結果(賛成票や反対票を投じた割合等)について開示することが望ましい。

#### 留意すべき事項

- 保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等 における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する。
- 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を具体的に記載する。

## 参考になる事項

- 定量的な保有効果のうち記載が困難な場合に、保有効果を何も開示しないような 事例が見受けられるが、どのような点で定量的な測定が困難だったかについて具体 的に記載することや、記載が困難な部分以外については可能な限り記載することが 望ましい。
- 保有の合理性を検証した方法については、実態に応じて、検証に使用している具体的な指標及びその定義・算定式なども含めて、具体的に記載することが望ましい。

## **好事例①:日本瓦斯株式会社** 2024年3月期

(有価証券報告書P56~58、好事例集8-7)

- 株式を保有する目的について、共同開発した製品導入による定量的な効果にも触れながら具体的に記載
- 投資を議論する会議体において、保有の合理性として掲げている戦略意義及び経済的便益の当期実績を報告し、 保有継続の是非を協議している旨を記載

# **好事例②:株式会社T&Dホールディングス** 2024年3月期

(有価証券報告書P116~117、好事例集8-4)

- 議決権行使の判断及び実施部署を記載するとともに、社 外有識者等が関与する委員会において議決権行使の賛 否判断・プロセスの検証等を行っている旨を記載
- 政策保有株主から売却等の意向が示された場合、株式 の売却等を妨げる行為を行わない旨を記載
- (3) 訂正内部統制報告書における記載事項 2024年4月に施行された改正内部統制府令では、訂正の

対象となる内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制は有効である」旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨を記載するときは、訂正内部統制報告書の「訂正の理由」として、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」について記載することが求められています。当該理由については、「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載しますが、これらを記載していない事例が複数認められています。

仮に訂正内部統制報告書の提出が必要な状況が生じた際は十分に留意してください。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。 https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact